

基地周辺整備に関する要請書

平成 2 6 年 7 月

昭 島 市

基地周辺整備対策の推進について要請

盛夏の候、貴職におかれましては益々ご清祥のことと存じます。

平素より本市の基地周辺整備対策につきましては、特段のご高配を賜り深く感謝申し上げる次第であります。

さて、本市は、市域における市街地の半分近くが米軍横田基地の飛行直下に位置していることから、半世紀余に亘り航空機騒音被害並びに航空機事故等への不安を常に抱えております。横田基地が市民生活やまちづくりに与える影響は非常に大きく、航空機騒音の軽減と、国による障害防止、民生安定諸施策の充実が市民にとって切実な要望であることから、市の重要な課題となっております。

また、先の在日米軍再編合意に基づき横田基地への移転が完了した航空自衛隊航空総隊司令部の運用による住民の負担軽減に資するため、国による一層の周辺環境への配慮が求められるところであります。

一方、平成 17 年 10 月の住宅防音工事対象区域縮小に係る告示により、本市の事業にも様々な影響が表面化しておりますが、本告示により対象区域外となった地域上空での旋回訓練は依然として行われており、市民が日常感じる騒音の実感以前と全く変わるところがありません。また、昨年は、編隊飛行や人員降下訓練などが頻繁に実施されるなど、基地の運用は全く不透明であり、市街地上空での飛行訓練は事故などの危険性はもとより、騒音被害は甚大なものであります。

国におかれましては、基地周辺地域の生活環境等の整備に向け諸施策を講じられておりますが、地域の実情を十分に踏まえ、少なくとも国によりこれまで整備された施設については、地域が必要とする限り今後とも積極的に整備を推進されることを強く望むものであります。

本市と致しましては、引き続き障害防止、民生の安定に向けた積極的な取り組みを行ってまいり所存であり、それには国の基地周辺整備対策の更なる充実が不可欠であります。

つきましては、市の実情をご賢察いただき、別紙要請事項の早期実現について、ご高配を賜りたく要請いたします。

平成 26 年 7 月 28 日

北関東防衛局長

渡 邊 一 浩 殿

昭 島 市 長 北 川 穰 一

要 請 事 項

1 補助制度の拡充等について

- (1) テレビ受信料減免区域の拡大及び受信料（衛星放送含む）の全額免除並びに電話通話料助成措置を図られたい。
- (2) 義務教育施設等に係る維持管理費は、全額国庫負担とされたい。また、学習等供用施設、住宅防音施設に係る維持管理費についても国庫補助制度の導入を図られたい。
- (3) 障害防止対策事業、民生安定施設整備事業により建設した施設に係る修繕・改修工事について、補助対象の更なる拡充及び要件の緩和を図られたい。
- (4) これまで障害防止対策事業、民生安定施設整備事業として実施してきた小中学校や学習等供用施設等に係る防音助成については、一定の採択基準はあるものの、近年の生活環境の状況や教育活動の現状等に適しているのか更なる検討を進め、地域の実情に即し、これまでどおり市内全域 1 級工事により実施されたい。

市立拝島中学校、光華小学校、清泉中学校、中神小学校に続いて玉川小学校の 1 級防音工事での不採択を始め、学習等供用施設の改修等についても、防音補助での採択が厳しい状況である。

一方で、事件事故等による周辺住民への影響や、今後の基地における騒音状況が、貴局が実施した短期間の測定結果を上回ることがないとの確約もない中で、本市市民が今後も飛行直下で日常生活を送ることを考えれば、貴局のこの判断は到底受け入れることはできない。申し上げるまでもなく、米軍の運用実態は飛行ルート、飛行時間帯がまったく定まらないものであり、米軍基地を抱える本市の教育施設や民生安定施設のすべてが防音施設であることは当然である。

在日米軍と航空自衛隊が共同使用する横田基地の重要性と、基地を抱える本市の状況を最大限考慮し、将来を見据えた中での事業採択を強く要望する。

- (5) 民生安定事業について、平成 23 年度に図書館、公民館の改修事業が一般助成の対象となったところであるが、更なる拡充を図るとともに、子育て世代活動支援センター、中規模集会施設、教育相談室などの施設に対する助成制度も創設や拡充をされたい。
- (6) 騒音測定機器等の入替や保守に係る費用について、助成措置を講じられたい。

- 2 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）
第4条に規定する住宅防音工事の拡充について
 - （1）住宅防音工事の適用範囲を $L_{den}57(70W)$ まで拡大されたい。
 - （2） $L_{den}70(85W)$ 以上の区域に所在する住宅が対象とされている外郭防音工事の範囲の拡大を図られたい。
 - （3）区域指定後住宅の早期範囲拡大を図られたい。
 - （4）空調機器の更新時には、10分の1が自己負担となっているが全額補助とされたい。
 - （5）防音工事の実施にあたっては、全ての指定区域を第一工法で行うよう措置されたい。
 - （6）申請手続等における住民負担増大や工事遅滞をきたすことなく引き続き円滑に実施すること。
- 3 法第9条特定防衛施設周辺整備調整交付金の更なる増額及び対象範囲の拡大について
 - （1）特定防衛施設周辺整備調整交付金は、民生安定に欠かせない財源である。騒音被害が甚大である航空機の進入表面直下に着目し、交付金の着実な増額を図られたい。または、新たな交付金の交付等の措置を図られたい。
 - （2）市庁舎の補修・修繕等にも活用できるように、制度の改善を図られたい。
- 4 再編交付金について
 - （1）本交付金制度が当初の目的を円滑に達成するため、再編交付金の十分な予算確保に努められたい。
 - （2）再編に係る防衛施設面積のみでは測れない住民の生活の安定に及ぼす影響の増加や、再編関連防衛施設周辺自治体としての負担の増加について十分に配慮する等、適切に対応されたい。
 - （3）「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」により定められた再編交付金制度は10年間の時限であるが、今後基地が存在する限り周辺地域はその影響を受け続けることから、その影響に対して本交付金がその後も交付されるよう法改正若しくは本交付金制度の期間終了までにこれに代わる交付金を創設されたい。
- 5 航空機騒音などの軽減について
 - （1）騒音や事故に対する不安が市民生活に与える影響は著しく、常駐機（セスナを含む）の旋回訓練や戦闘機の飛来に伴う強い苦情が寄せられている。常駐機及び米軍空母艦載機をはじめとする戦闘機の

市街地上空での飛行訓練を全面的に中止されたい。

- (2) 横田飛行場の騒音規制措置に関する日米合同委員会の合意事項を 21 時から 7 時まで延ばすよう関係当局に理解と協力を求められたい。また、休日、祝日、入学試験時期等特別な日における飛行中止について引き続き米側に申し入れされたい。
- (3) 早朝・夜間基地内で航空機エンジンを稼動する際、消音施設を設けるなど騒音が基地周辺住民に影響を及ぼさないよう最善の配慮をされたい。
- (4) 訓練時のパブリック・アドレス・システム及びグランド・バースト・システムの使用に当たっては、設置場所をはじめ、基地外に影響を与えないよう必要な措置を講じることを米側に申し入れされたい。

6 情報提供について

基地周辺は市街化された人口密集地であり、基地運営に関し安全確保の徹底を図るとともに基地に関係する訓練、事故、事件等については適宜、的確な情報提供と基地周辺への影響に十分配慮するよう引き続き米側に申し入れされたい。

7 今後の基地の態様変更について

- (1) 基地に関する再編についての情報提供を引き続きお願いするとともに、航空自衛隊航空総隊司令部の移駐後の基地使用について、周辺住民の不安や基地周辺環境への影響を最小限に止めるため、国として協議に応じるなど積極的に配慮されたい。
- (2) 米軍再編ロードマップで示された基地の軍民共同使用の具体的な条件や態様に関するスタディ・グループでの検討内容や結果について、情報提供されたい。
- (3) 横田基地がより重要な役割を担ったことに鑑み、基地周辺整備補助金及び交付金制度や採択基準の運用等のあり方について、協議の場を設ける等、より一層の施策充実に向け配慮されたい。

8 基地周辺防衛管理地について

- (1) 防衛省の基地周辺財産については、生活環境を損なわないよう引き続き適正な管理をお願いする。
- (2) 本市では基地周辺財産の使用許可を受け、平成 23 年度にエコパークの整備が完了した。これまでの、国の支援に感謝申し上げるとともに、引き続き市民農園や公共施設などへの基地周辺財産の更なる活用について、配慮されたい。

9 その他

非核三原則を遵守されることはもとより、日米地位協定とその運用について、環境、安全、福祉等の視点から適切な見直しが図られるよう関係省庁に対し要望されたい。